

感発0322第2号

令和6年3月22日

公益社団法人 国民健康保険中央会会長 殿
各都道府県 国民健康保険団体連合会理事長（会長） 殿



厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長

風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、対象者の抗体保有率を令和7年3月末までに90%に引き上げるという目標を掲げております。

都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）におかれましては、風しんの追加的対策について、「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（平成31年2月22日付け健発0222第12号厚生労働省健康局長通知）に基づき、市区町村から契約締結に関する委任を受けた都道府県知事と集合契約に係る請求・支払い事務に関する契約を締結していただいているところです。

つきましては、令和6年4月からの運用に向け、実施体制の整備について改めて御協力をお願いいたします。

また、風しんの抗体検査及び第5期の定期接種の費用の支払に係る契約については、国保連合会と各都道府県で交わした委託契約書及び同変更契約書（以下「契約書」という。）に基づき、契約を延長下さいますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 契約の延長について

「風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」について、契約書第11条第1項の記載に基づき、2024年度末までの契約更新をしていただきたい。

2. 事務処理について

国保連合会との「風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」は令和7年3月末までであるが、集合契約に係る請求・支払い事務処理は令和7年3月10日（必着）までの提出分をもって終了することとして差し支えない。なお、提出期限を過ぎた過誤調整及び未請求分・再請求分への対応については、市町村が国保連合会から引き継ぎ医療機関等と直接対応することとなることを申し添える。